

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料軽減の見直しについて～

均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。
平成26年度

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)



平成27年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)

今回の見直しにより新たに軽減の対象となる世帯の年間保険料額の例

- 単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
	前年度	新			
193万円	2割	5割	5割	46,700円	15,500円減
194万円	2割	5割	5割	47,300円	15,400円減
214万円	—	2割	—	105,300円	10,300円減
215万円	—	2割	—	106,400円	10,200円減

- 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
		前年度	新			
218万円	夫妻	2割	5割	—	94,100円	15,400円減
		—	—	—	25,700円	15,400円減
220万円	夫妻	2割	5割	—	96,200円	15,400円減
		—	—	—	25,700円	15,400円減
259万円	夫妻	—	2割	—	152,600円	10,300円減
		—	—	—	41,100円	10,300円減
262万円	夫妻	—	2割	—	155,800円	10,300円減
		—	—	—	41,100円	10,300円減

◆ 保険料の計算方法（平成27年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成26年中の所得 - 33万円) × 10.52%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	---

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成27年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
 〒060-0062
 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
 ☎011-290-5601

お住まいの市町村
 奥尻町役場 住民課 国保年金係
 ☎2-3406